

～広告掲載までの流れ～

- 1 申込書と広告の案（紙に印刷したもの）を、申込期限までに郵送又はご持参ください。
 - ・ 広告案は実際に掲載するものと同じものか、なるべく近いものを提出してください。
 - ・ 掲載団体には優先順位があります。また、申し込み多数の場合は抽選となります。
 - ① 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類する団体
 - ② 置賜地域の市町内に事業所等を有する方
 - ③ ①及び②以外の方
- 2 「1」でいただいた広告案の内容が、基準に適合しているか審査します。（「置賜広域行政事務組合広告掲載の取り扱いに関する規程」「置賜広域行政事務組合広告掲載基準」により審査します。）

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。

 - (1) 人権侵害となるもの
 - (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
 - (6) その他広告として掲載することが適切でないと本組合が認めるもの（「置賜広域行政事務組合広告掲載基準」に詳細があります。）
- 3 掲載可能な方には、決定通知書と掲載料を納めていただく書類をお送りします（申込期限の約1週間後）掲載料は、山形銀行の本支店からお支払いください。
 - ・ 掲載料は前納をお願いします。納入期限は別にお知らせします。
 - ・ いったん納入された掲載料は原則としてお返ししません。
 - ・ 掲載ができない場合も、その旨を書面でお知らせします（申込期限から約1週間後）。
- 4 入金が確認でき次第、広告原稿の提出依頼のご連絡をします。
 - ・ 原稿は広告主の方に作成していただきます。作成に要する経費は広告主の方の負担です。
 - ・ 原稿は電子データ（windowsベース）で作成し、CD等の媒体か電子メールで提出してください。
 - ・ こちらでは原稿の校正は行いませんので、内容に間違いがないようご注意ください。
 - ・ 広告の掲載位置（上下・左右等）は指定できません。